

○三豊市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

平成18年1月1日

告示第104号

改正 平成28年7月15日告示第212号

(補助金の交付)

第1条 市長は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内においてこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、国が定めた社会資本整備総合交付金交付要綱(平成23年3月26日付け国官会第2317号国土交通省事務次官通知)により、国の交付金の交付を受けて行う移転事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、移転事業に要する費用の国の交付金の対象となる額の4分の1以内で予算の範囲内において市長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 この告示による補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付する。

(申請内容の変更等)

第6条 申請者は、当該事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに当該事業のがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請取下届(様式第3号)を提出しなければならない。

2 申請者は、当該事業の内容を変更しようとするときは、速やかに当該事業のがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、相当と認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更決定通知書(様式第5号)を交付する。

(完了報告)

第7条 申請者は、事業が完了したときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書(様式第6号。以下「完了報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の完了報告書を受理したときは、完了報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る成果が交付の決定及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金確定通知書(様式第7号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第9条 申請者は、前条の規定による額の確定通知を受けたときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 市長は、補助金交付請求書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次に掲げる理由に該当した場合においては、補助金の全部又は一部の交付を取り消し、返還をさせることができる。

- (1) 補助金の交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 額の確定によりその額を超える補助金が生じたとき。
- (3) 補助事業の廃止又は中止のあったとき。
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、申請者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他関係法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 [この告示](#)は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 [この告示](#)の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町がけ地近接等危険住宅移転事業町費補助金交付要綱(平成5年高瀬町要綱第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、[この告示](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年告示第212号)

この告示は、公表の日から施行する。

[様式第1号\(第4条関係\)](#)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

三 豊 市 長 様

住 所
氏 名

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書

三豊市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱に基づき、年度の補助金交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 円
- 2 危険住宅の所在地
- 3 危険住宅の構造及び面積 造 階建 平方メートル
- 4 世帯人員
- 5 移 転 先
- 6 事業期間(予定) 自 年 月 日 至 年 月 日
- 7 跡地の利用計画

添付書類

- (1) 危険住宅及び危険住宅所在地の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (2) 借入金償還関係証明書
- (3) 移転経費の見積書及び交付申請額の算出方法
- (4) その他市長が必要と認める書類

[様式第2号\(第5条関係\)](#)

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

三豊市長

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、下記のとおり交付を決定したので、三豊市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- | | | |
|----|-----------------------------|---|
| 内訳 | 危険住宅の除却等に要する経費 | 円 |
| | 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費 | 円 |
- 2 交付の条件は、次のとおりとする。
- (1) 当該事業の完了期限 年 月 日
 - (2) 危険住宅の除却後の跡地については、香川県の建築基準法施行条例の規定に基づき、制限を受けるものとする。
 - (3) 三豊市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の各条項を厳守すること。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出てその承認を受けなければならない。
- (1) この事業を中止又は廃止する場合
 - (2) この事業の内容又は経費の配分を変更する場合
 - (3) この事業が完了期限までに終わらない場合
- (注) (1)の場合は、この決定通知を受理してから15日以内に市長に届け出なければならない。
- (2)の場合は、この決定通知を受理してから15日以内に市長に届け出なければならない。
- (3)の場合は、当該年度の3月31日までに市長に届け出なければならない。

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

三 豊 市 長 様

住 所
氏 名

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請取下届

年 月 日付で申請した、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請を下記のとおり中止又は廃止したいので、三豊市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により届けます。

記

中止又は廃止の理由

[様式第4号\(第6条関係\)](#)

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

三 豊 市 長 様

住 所
氏 名

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた、
年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付決定額の変更を下記のとおり
受けたいので、三豊市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定
により申請します。

記

1 補助金の交付変更申請額

円

種 類 別	既 決 定 額	変 更 申 請 額
危険住宅の除却等に要する経費		
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費		

2 危険住宅の所在地

3 危険住宅の構造及び面積 造 階建 平方メートル

4 世 帯 人 員 人

5 移 転 先

6 事業期間(予定) 自 年 月 日 至 年 月 日

7 跡地の利用計画

(注)2から7までについては、変更のある場合にのみ、記入してください。

(添付書類)

- (1) 移転経費の見積書及び交付申請額の算出方法
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

三豊市長

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した、
年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の額については、下記のとおり決定の内容
を変更したので、三豊市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第6条第3項の規
定により通知します。

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1 既決定額 | ¥ | 円 |
| 変更増減額 | ¥ | 円 |
| 変更交付決定額 | ¥ | 円 |
- 2 交付決定の条件は、補助金交付決定通知の際付したもののほか、次のとおりとする。

[様式第6号\(第7条関係\)](#)

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

三 豊 市 長 様

住 所
氏 名

年度がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業が下記のとおり完了したので、三豊市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて完了報告をします。

記

- 1 危険住宅の所在地
- 2 危険住宅に代わる住宅の所在地
- 3 補助金の交付決定額 円
- 4 補助事業の実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

(添付書類)

- (1) 補助金の実績額調書
- (2) 建築基準法第6条による確認申請書及び同法第7条第5項による検査済証の写し
- (3) 危険住宅に代わる住宅及び土地の登記事項証明書(土地取得があった場合)
- (4) 支払を証するすべての書類
- (5) 借入金償還関係証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

[様式第7号\(第8条関係\)](#)

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

三豊市長

年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった、年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、下記のとおり交付額を確定したので、三豊市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 危険住宅の所在地
- 2 危険住宅に代わる住宅の所在地
- 3 補助金の交付確定額 円
- 4 補助事業の実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

[様式第8号\(第9条関係\)](#)

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

三 豊 市 長 様

住 所
氏 名

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定を受けた補助事業について、次のとおり三豊市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により請求します。

- | | |
|-------|------------------|
| 1 事業名 | 年度がけ地近接等危険住宅移転事業 |
| 2 請求額 | 円 |